公明党昭島総支部
赤沼やすおの議会だより
AKANUMA'S NEWS
vol.48
NEW KOMEITO 公明党
2015年10月 発行
発行者：赤沼やすお　住所：郷地町3-8-9
電話：（545）1820　ホームページ：http://www.akanuma.org

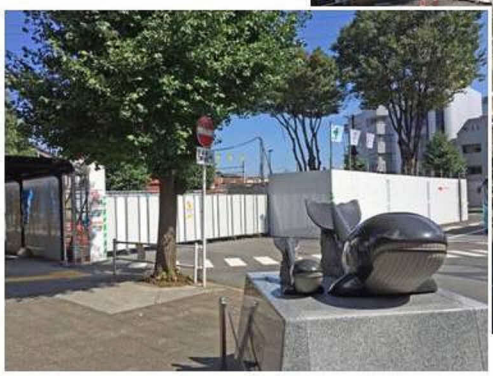

（平成２９年度末までの完成予定で工事が進む東中神駅南口駅前広場の様子）

平成27年 昭島市議会 第3回定例会が閉会

平成27年昭島市議会第３回定例会が８月26日から９月28日までの会期日程で開催されました。

今定例会では、平成27年度昭島市一般会計補正予算（第２号）をはじめ、「昭島市介護保険条例の一部を改正する条例」、「昭島市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例」など、合わせて24の議案とともに、平成26年度昭島市一般会計歳入歳出決算など７つの認定等が慎重に審査され、原案通り可決・認定・同意されました。

一方、議員提出議案第４号「昭島市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例」と、「所得税法第56条の廃止を求める意見書提出に関する請願」については不採択となりました。

防災対策の拡充について

防災条例について
土砂災害について
スマホを活用した情報発信

公明党昭島市議団として何度となく取り上げてきた中で「平成26年度中の制定を目指して準備を進めたい」との答弁だった。

【問①】進捗状況と今後の予定は？

【答①】平成27年度中の制定に向け、防災会議の開催やパブリックコメント等の準備を進めている。

都は土砂災害警戒区域の指定を平成32年度までに完了するとしていたが

【問②】進捗状況と今後の予定は？

【答②】昨年12月発表の東京都長期ビジョンで、平成31年度までに指定を完了することになった。近く基礎調査が入る予定。

民間企業が自治体と連携し、スマートフォンを中心としたテクノロジーの活用で自治体の課題解決、地域活性化、さらには地方創生につながる事業の推進に取り組む動きがある。

【問③】防災行政無線の拡充は？

【答③】必要性は認識している。防災行政無線のデジタル化事業の中で、保管システムの構築と合わせて研究したい。

【問④】防災行政無線の補完システムとしてスマートフォンを活用しては？

【答④】費用対効果、課題について情報収集を図りながら検討したい。

文化芸術の振興について

文化芸術に触れ合う機会の拡充

平成13年に文化芸術振興基本法が施行され、歌舞伎を低料金で観劇できるようになった。美術館を活用して、美術文化への関心を高める取り組みをする自治体もある。

【問①】小・中学生が文化芸術に触れ合う機会の充実について、これまでの市の取り組みは？

【答①】本年度は、小学校7校で日本の伝統・文化に関する教育活動の充実に取り組んでいる。

【問②】歌舞伎の観劇や美術館を活用し、児童・生徒が伝統文化や芸術作品に触れる機会を拡充すべき。

【答②】児童・生徒の感性や表現力等を高めるうえで大変重要。限られた予算の中で実施可能か協議したい。

平和安全法制　Ｑ＆Ａ

『Ｑ なぜ平和安全法制を整備したのか』
『Ａ 安全保障環境の激変に対応し、隙間なく日本を守る体制をつくるため』

「２００６年ごろから東アジアにおける構造的な変化が起きている」（元防衛相の森本敏拓殖大学特任教授）との指摘があるように、北朝鮮の弾道ミサイル関連技術の飛躍的進化や核実験の実施、中国の軍備増強と海洋進出等、日本を取り巻く安全保障環境は激変し、厳しさが増す一方、「今の法体系は、現在の国際情勢に対応しきれていない」（東京財団上席研究員の渡部恒雄氏）のが現状です。

『Ｑ 憲法違反ではないのか』
『Ａ 新たに設けられた存立危機事態は、９条の下で許容される自衛の措置の範囲内であり違憲の他国防衛ではない』

「憲法９条は自国防衛の「自衛の措置」（武力行使）だけを認め、もっぱら他国防衛を目的とした集団的自衛権の行使は禁じています。この政府解釈の論理の根幹は変わりません。今回、他国への武力攻撃であっても、日本が武力攻撃を受けたと同様の被害が及ぶことが明らかな場合を存立危機事態と定め「自衛の措置」を認めましたが、これは自国防衛の範囲内であり「憲法違反の集団的自衛権の行使を認めた」との批判は的外れです。

『Ｑ 戦争に巻き込まれないのか』
『Ａ 戦争ではなく後方支援が目的。外国軍隊の武力行使と一体化する活動はせず、現に戦闘行為が行われている場所では実施しない』

自衛隊が海外で武力行使をし、外国の戦争に巻き込まれることはありません。自衛隊の武力行使は自国防衛のために限られ、海外で自衛隊が実施できることは（１）日米安全保障条約に基づき活動する米軍（２）国連決議の下で活動する外国軍隊――への後方支援だけです。

平和安全法制では、（１）は重要影響事態法で、（２）は国際平和支援法で活動の内容を定めています。間違っても外国軍隊の武力行使と一体化しないよう、公明党が厳格な歯止めを定めました。

『Ｑ 憲法９条は武力行使を認めているのか』
『Ａ 国民の「平和的生存権」と「人権」を守るためだけに認める』

憲法の平和主義を定めた９条は、「戦争放棄」「戦力不保持」「交戦権否認」を掲げており、一切の武力行使を禁じているかのようにみえますが、外国の武力攻撃によって、日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆されるという極限的な場合には、国と国民を守るための必要最小限度の武力行使をすることまで禁じているとは解釈できません。

これが政府の憲法９条解釈の基本的論理です。１９７２年（昭和４７年）の政府見解は「自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない」と述べています。

市議会議員
赤沼やすお通信
No.48　2015.10
http://www.akanuma.org

皆様の声が反映されました

傷んだ路面を補修

中神町2丁目35番地付近の道路は経年劣化による舗装面の亀裂とともに排水が悪く、雨が降ると水が溜りやすい状態だった。改善を求める地域住民の声を市に伝えたところ、路面補修が行われた。

道路の未舗装が解消

玉川町3丁目8番地先の市道は、一部が未舗装のままになっており、夏場などは雑草が生い茂るような状態だった。改善を求める地域住民の声を市に届けたところ、写真のように舗装された。

電話：(545)1820
住所：郷地町3-8-9
E-mail：aka_fab4@yahoo.co.jp

今後の『都営住宅』の募集

11月上旬に　①家族向　②単身者向　③若年ファミリー向定期使用住宅　④多子世帯向定期使用住宅　⑤若年ファミリー向　を予定

※申込み用紙をご希望の方は赤沼やすおまで・・
ご自宅にお届けします。

公明新聞
◎日　刊：1ヶ月　1,887円（税込）
購読のお申し込みは赤沼やすおまで